

## 平成 23 年度 第 1 回 静岡市スポーツ振興審議会議事録

- 1 日 時 平成 23 年 8 月 25 日 (木) 15 時から 17 時まで
- 2 場 所 静岡市役所清水庁舎 3 階 304 会議室
- 3 出席者 **【委員】** (50音順・敬称略)  
赤田陽子、池川茂、伊藤恵美子、太田仁美、佐藤栄作、瀬戸脇正勝、  
徳永容美子、松井恒二、山本輝男、吉田和人  
**【事務局】**  
田島鎌治郎スポーツ振興課長、三浦博和参事兼統括主幹、  
佐田唯幸参事兼統括主幹、加納弘敏参事兼室長、鈴木達也統括主幹  
宇佐美栄副主幹、竹本淳子主任主事、杉山雄亮主事
- 4 欠席者 大榎克己、大儀見浩介、鈴木栄、大長功、増田香緒里
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題 (1) 委嘱状交付  
(2) スポーツ基本法について
- 7 会議内容 下記のとおり

### 司会 (鈴木統括主幹)

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは、ただ今から平成 23 年度第 1 回スポーツ振興審議会を開催いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます、スポーツ振興課 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

皆様すでにご存じかと思いますが、スポーツ振興法が全部改正され、昨日 8 月 24 日にスポーツ基本法が施行されました。これに伴い、この審議会も条例を改正し新たにスタートすることになります。但し、条例改正には時間を要しますので、今回は現条例に基づき開催をいたします。条例改正については 11 月議会に上程できるよう準備を進めていく予定ですが、議決された場合は皆様も「スポーツ推進審議会委員」という形で委嘱をさせていただくこともありますので、そちらもご了解ください。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、静岡市スポーツ振興審議会委員の委嘱状の交付を行います。当審議会は、静岡市教育委員会に設置しておりますので、本日は高木雅宏教育長より皆様に委嘱状を交付いたします。交付の順番につきましては、赤田様から座席順とさせていただきます。皆様のお名前をお呼びしますので、その場にお立ちいただいて、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。

### 高木教育長

委嘱状の交付、教育長より委員 (10 名) へ渡す

欠席者 5 名 (大榎委員、大儀見委員、鈴木委員、大長委員、増田委員)

司会

それでは、委嘱状の交付にあたり、教育長よりご挨拶申し上げます。

高木教育長

<挨拶>

司会

ありがとうございました。次に、本日が初めての審議会でありますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。委員の皆様には恐縮ではございますが、所属の団体、役職等を含みまして、自己紹介をお願いしたいと思います。では、赤田様から座席順に反時計回りでお願いいたします。

赤田委員

小学校に勤務しております赤田と申します。今年度は、賤機南小に勤務させていただいております。こちらの審議会でお世話になるのは3期目になります。よろしくお願いいたします。

池川委員

静岡市体育協会の専務理事の池川と申します。体育協会にはこの4月からお世話になっております。体育協会と市のスポーツ施策は大変密接な関係がございますので、この場での審議の中で更に市のスポーツ振興が図れるよう、私共も貢献していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

太田委員

静岡県立静岡商業高等学校の太田と申します。初めての参加になりますが、前任が島田商業高校副校長の一場先生で、先生からお話をいただいて「前向きに頑張るように」と背中を押していただきましたので、新しい勉強をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

佐藤委員

おおよ整形外科クリニックの佐藤栄作と申します。静岡大学の近くで開業してまして、12年になります。現在、静岡市静岡医師会の理事をやっております、スポーツ委員会の委員もやって、色々なスポーツ活動の救急医とかマラソン医として時々出動しております。よろしくお願いいたします。

瀬戸脇委員

静岡県立清水特別支援学校副校長の瀬戸脇です。静岡県サッカー協会の中のハンディキャップ委員会に所属して、静岡県障害者スポーツ協会の評議員と障害者のスポーツに関わっています。よろしくお願いいたします。

**伊藤委員**

静岡市体育指導委員連絡協議会の常任理事の伊藤です。私たち体育指導委員は、市より委嘱を受けまして、地域と行政の間を取り持つ形でスポーツ振興を行っています。これからいろいろお世話になります。よろしくお願いします。

**徳永委員**

常葉学園大学教育学部の徳永容美子と申します。専門の方はスポーツ心理学と臨床心理学を専門にして活動してまいりました。今回初めての参加になりますので、体育ということだけではなく広い視点で何かお役に立てればと思っています。よろしくお願いします。

**松井委員**

こんにちは。静岡大学の教育学部に勤めております松井と申します。専門は、今はスポーツ振興をやっていますけれど、元はスポーツ哲学という分野です。スポーツが人間にとってどういう意味を持っているかということがベースになって、いろんなことを考えようというものです。

ちょっと委員が長くなってしまったものですから、僕みたいな者がそろそろ早くなくなった方がいいんじゃないかとは思っていますけれど、委員になった以上は勤めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**山本委員**

山本と申します。清水スポーツクラブという、先程教育長からお話がありました総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーということで、あちこち講習を受けながら勉強している最中です。

また、肩書きは静岡市のバスケットボール協会の理事長となっています。ついでながら県立清水西高校のバスケットボールのコーチもしております。別に仕事は持っていますが、ほとんど仕事ができない状態で、ひんしゅくを買っております。是非よろしくお願いいたします。

**吉田委員**

静岡大学に勤務しています吉田と申します。専門は、どう動くと合理的かというスポーツバイオメカニクスです。元々卓球をずっとやっていましたので、今は卓球の強化でオリンピックに向けて日本チームと共に行動することが多いです。

あと、地域スポーツは NPO 法人の「卓球交流会」というのを立ち上げて、今は代表を交代しましたが、地域スポーツも非常に重要だと思っていますいろいろ関わらせていただいています。よろしくお願いいたします。

**司会**

ありがとうございました。それでは教育長は他の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

**田島課長**

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。私は昨年に引き続きスポーツ振興課長をやらさせていただきます田島と申します。

<事務局職員自己紹介>

**司会**

それでは、当審議会の会長、副会長の選出に入らせていただきます。静岡市スポーツ振興審議会条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選により定めることになっております。

まず会長から選出していただきますが、委員の皆様、ご意見はありますでしょうか。

**山本委員**

私は 3 期目になり、松井委員とはいろいろお付き合いいただいておりますが、松井委員はいろいろな分野でご活躍をされて、学術的、専門的知識をお持ちで顔も広いということで、松井委員に会長をもう一度引き受けていただけたらいかがかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**司会**

ただ今、山本委員から松井委員という声がありましたが、皆様いかがでしょうか。よろしかったら拍手をお願いします。

(一同拍手)

それでは、本審議会の会長は、松井恒二様をお願いいたします。

続きまして、副会長の選出をしていただきたいと思っております。委員の皆様、何かご意見はありますでしょうか。

**赤田委員**

瀬戸脇委員を推薦します。瀬戸脇委員は、長年障害のある子ども達の教育に携わっておられます。また、先程自己紹介でもありましたように、静岡県サッカー協会ハンディキャップ委員会の役員としてもご尽力されており、スポーツに対する深い見識をお持ちの方だと思います。是非今回も瀬戸脇委員に副会長を引き受けていただけたらと思います。

**司会**

ただ今、赤田委員から瀬戸脇委員という声がありましたが、皆様いかがでしょうか。よろしかったら、拍手をお願いします。

(一同拍手)

それでは、本審議会の副会長を瀬戸脇正勝様にお願いいたします。

会長を松井恒二委員、副会長を瀬戸脇正勝委員にお願いします。それでは、松井委員と瀬戸脇委員は会長席及び副会長席へそれぞれ席を代わっていただけますでしょうか。

それでは、松井会長よりご挨拶をお願いします。

**松井会長**

推薦をしていただきまして、また 2 年間お付き合いということでよろしくお願ひしたいと思ひます。自分の中ではスポーツ振興法がスポーツ基本法になって、今日はその内容についてお話があると思ひますが、非常にいろんな所からいろんな意見が出たりしてしまひて、それをもっと研究しないといけないなということもあります。皆さんと一緒にそういう所も勉強していけたらなと思ひております。静岡市のスポーツを皆さんと一緒に考える場にしていきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**司会**

ありがとうございます。それでは、ただ今から議事に入りますが、その前に確認事項がございます。本日の審議会につきましては、会議録を市のホームページに掲載し、情報公開させていただきますので、ご了承願ひます。

それでは会長、議事進行についてよろしくお願ひします。

**議長（松井会長）**

今、情報公開の件がございましたけれども、委員の立場として皆さんいかがでしょうか。念の為に、情報公開の件についても頭の中に入れていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは、本日の出席者の確認をします。

**事務局**

本日は委員 15 名中 10 名の方に出席していただいております。お手元に名簿があるかと思ひますが、上から大榎委員、大儀見委員、鈴木委員、大長委員、増田委員は欠席する旨の委任状を提出されております。定足数に足りておりますので、本日の審議会は成立となります。以上です。

**議長**

この審議会では議事録を作るということもありますので、議事録署名人で会長は自動的にやらなければいけない立場らしいですが、今回は山本委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料につきまして、事務局から確認をお願いしたいと思ひます。

**事務局**

<確認>

議長

今、事務局の方からお話がありましたけれども、スポーツ基本法が6月24日に公布されて、ちょうど2か月で昨日施行されたところです。施行の次の日に今日の会議ということで、どういう名称でやるのかということもご苦労されたようです。新たな委員の方も入ってくる可能性もあるということです。

静岡市スポーツ振興基本計画と建議書については、今お話があったとおりに新たな委員が全員確認されたところでもう一度お話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の方も基本法については興味をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そういう方には補足をしていただくことがございましたらお願いするとして、今日はスポーツ基本法について事務局の方から資料を揃えていただいていますので、ご説明も兼ねて私達も勉強していくという形でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

<説明>

議長

ありがとうございました。今までに読まれている方もいらっしゃるかもしれませんが、法律が全く変わったというご説明でしたけれども、この会について言うと「振興審議会」という名称が変わって、今回は「スポーツ推進審議会」ということで第1回を迎えると。

事務局

そこはちょっと先走ってしまいまして、本当は名称だけは昨日の施行の時点で市の条例の方も変えようということで手続きを進めていたんですけども、そこでストップがかかってしまって、結局条例自体は変えていないです。今はまだ「スポーツ振興審議会」なので、この資料は間違いということになります。

議長

そういうことも含めて、いろいろと事務局の方は辛い部分もあることもご理解いただきたいと思います。大体の様子はお分かりになったと思いますが、どなたかもっと詳しい説明ができるような部分をお持ちでしたら是非発言していただいて、理解を深めていただければと思います。

誰かがご質問をしていただければ、どなたかが答えられるかもしれませんから。事務局だけではなく、そういうことも含めてざっくばらんに、今日は基本法について皆さんと理解をしていく方向でよろしくお願いいたします。

佐藤委員

法律が変わったということは、50年経って前の法律が今の状況にそぐわなくなったので変えたということですか。

## 議長

そうです。今、口火を切っていただきまして、私が返事するのも変ですけど、もちろん日本だけではなくて、世界の流れの中で例えばドーピングとかいうような問題が出てきたので、私の覚えている範囲だと 1992 年にヨーロッパの新スポーツ憲章がヨーロッパ諸国ではすでに進んでいて、素晴らしいものが出されています。池田先生という方に和訳をしていただいて、それが世界のスポーツをリードしている。それでももう 20 年になりますけれど、日本はずっと放ってあって、40 年経って 2000 年になった時点で「振興基本計画」という初めてのマスタープランが出されたということで、非常に遅れていたというのはあると思います。

今度は「振興基本計画」という名称ではなく「スポーツ基本計画」というものを出さなければいけないということになってきて、名称もみんな変わっていますので、これまでの「体育指導委員」も変わり、「スポーツ振興審議会」も変わったということで、これからの新しい時代のスポーツに見合うようなことをずっと検討されていたという流れだと思います。

吉田先生は卓球という競技の方で、新たな法律が施行されることを含めて、競技の側からも何かそういった話はございますか。

## 吉田委員

いや、特にはないです。すみません。

## 議長

法律が公布されてから施行するまでの間に、いろんな大学のスポーツ法とかに詳しい先生方が色々論評とか研究をしていましたけれども、概略をちょっとお話しすると、すごく肯定的に見る部分とある意味ではスポーツというのは自由に行う活動であるから、それを支援する法でなければいけないというちょっと批判的な意見、法は干渉するのではなくて支援するための法でなくてはいけないという意見はかなり強く出されていると思うんです。ですから、そういうことも含めて、私達はこのスポーツ基本法というものが「自由な活動を支援する」というところに機能していかないと、法律を出した意味がないんじゃないかなというような意見はかなり多いように思います。

あと、スポーツ庁について、これまで縦割りになっていたのを横のつながりでどうするのかという問題とかで、文化庁とかができたりということがあったり、また、東京ではオリンピック誘致に手を挙げて 4,000 億円も積立金があるという話なんですけど、そういう財源の問題についても。toto は BIG が出てから大分いい方向にはなっているんですけど、そういうことも含めて私達も勉強しながらこの 2 年間やっていかなきゃならないのかなというふうにも思います。

何か基本的に疑問点があったら皆さんで考えたいと思いますが、どうでしょうか。

例えば、スポーツは、今まではどちらかというと「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」というような枠組みで語られていた。生涯スポーツというのは「nearly＝地域スポーツ」というところに書き換えられていたと思うんですけど、逆に言うと生涯スポーツというのは幅広く捉えれば、競技スポーツも入っているというふうな考え方を今はしているので、そういうところも含めて、

書き方というか日常的に組み込まれた、とりわけトップの競技者ではないところでも地域のスポーツみたいな枠組みとしてこの中では整理していると思いますけれども、そういう部分が今までとは違うのかなと。

それから、今日の資料の中で、この色付きの紙は衆議院の法制局作成なんですけど、こういうふうに両方を書いてあって、これが往還するような形に書かれているというのは、本当は分かれているわけではないというふうに考えても良いと思います。「スポーツ立国戦略」で「国家戦略として」という意味が、結局スポーツは個人のためだけにあるのではなくて、それをもっと国や世界の枠組みを高めることにつなげていく。スポーツの力が相当見直されてきていて、「なでしこ」の例もありますけれど、震災の関係でいろんなスポーツ系の人達が自分達が利他的な行動をやっていこうというような流れが出てきてスポーツが見直されている時に、ちょうどいい法体系が出てきたので、これを知らしめなければいけないでしょうし、先生方がすごく多いので学校体育とかの結び付きとかで非常に重要なかなとは思いますが。

吉田先生、大学の教員の立場としていかがですか。

#### 吉田委員

あまり詳しくなくて申し訳ないですけど、スポーツを取り巻く環境が少しずつ変わっていくという実感はあります。しかし、具体的にこういうふうに変ったことで、例えばこの委員会を考えるものの自由度が広がったとか、あるいはもうちょっと推進力があるようになったとか、そういうのはどう見積もればいいんですかね。そこらが具体的にどう降りかかってくるかということについてはかなり期待外れになることが多いんだけど、せっかく出たばかりだから、「こんなことは夢があるかな」みたいなところをどういうふうに理解すればいいのかなというのが、ちょっと僕の中ではうまく整理できてないですけど、それはどんな感じですか。

#### 議長

どうでしょうか。スポーツそのものの文化的な価値みたいなものは、今回はちゃんと言われるようになったというのが一つありますよね。つまり、スポーツを手段として捉えて、健康づくりだけじゃなくてもっと高いレベルのところで、人間が幸せな生活とか質の高い生活を送る基本にスポーツがあるんだというところははっきり言われています。振興法の元々の書き方が、手段的、体育的にスポーツを捉えていくという流れだったものが、そのように変わったということは、逆に言うと、この委員会でもそういう立場というものをある意味では使えると言いますか、そういうものにはなったんじゃないですかね。

学校の先生の立場でいかがですか。これから基本法を勉強して、学校教育の中で教える必要はあると思いますけど。スポーツというもの、特に今度の指導要領とかでもスポーツの現場でただ体を動かすという実技的な部分でスポーツを理解するだけではなくて、もっと幅広くいろんなスポーツ自体について机上で学ぶことも広がっていくと思います。

#### 赤田委員

今、松井先生がおっしゃったように第 17 条「学校における体育の充実」の所は、個人的にはす



ごく嬉しい気持ちで見させてもらいました。

結局、環境とか指導を充実させていくべきだということが明記されたのは嬉しいと思いますし、学校の施設って必ずしも良い状態ではなく、プールにしても運動場にしてもいろんな管理について、怪我をさせないように冷や冷やししながらやっている部分が多いものですから、法令に「必要な施策を講じるように努めなければならない」とあって、先程吉田委員がおっしゃったようにどのぐらい反映してくるのかということはあると思いますが、こういうふうに謳われたこと自体は進歩と捉えられるのかなということの一つと、「体育指導委員」という呼び方が「スポーツ推進委員」となったことのように、「体育」という文字より「スポーツ」というふうに謳われるところが増えたということは何となく感じたこと。更に、このスポーツ推進審議会についてどうなるのかなと。「置くことができる」ということは、置かないこともできると捉えられると思ったり。

**議長**

これは後退なんですよ。表現的には振興法よりも後ろに行っていると捉える人もいます。

**赤田委員**

いろんな役割を担っていくのかなというのが率直な感想です。

**議長**

今、赤田委員の方からは体育とスポーツという部分で、そういう意味ではちょうど隣に専務理事がいらっしゃるの、こういう法令に触発されてというか、こういう流れの中だと、例えば日本体育協会は英語表記では「Japan Sports Association」ですから、体育協会とかが敏感にこういうのを捉えているんだったら「日本体育協会」ではなくて「スポーツ協会」というふうにして、あるいは「体育・スポーツ」という表記を日本ではしていますけど、諸外国では「スポーツ&体育」という表記になっている。体育とスポーツを分けられないという考え方がずっとあります。

私とか吉田先生もそうですけど、日本体育学会というのがありますけど、「体育学会」でいいのかという議論を二十数年やっても「体育学会」のまま、というのがあります。「スポーツ学会」というのはまた別にありますけれども。「体育・スポーツ」というのを合わせて表記したほうがいいんじゃないかという考え方もあります。体協の立場から何かありますか。

**池川委員**

私もこれを今回初めて見たんですが、印象として基本理念に相当力を入れているという印象がございまして、その後この理念を基に第 2 章の「スポーツ基本計画」が一番事の具体化をどうするかという中で、最初に私が言わせていただきました市のスポーツ施策との関連を受けて、体協がどのようにそれを実現していくのかということでも理解していますので、どのような形の中で具体化していくのかということと、より現実的に第 14 条に「スポーツ事故の防止等」とありますけれど、これらにつきまして一般の方になってくると事故に遭う機会が増える。学校教育の現場でももちろんそうなんでしょうけれど、社会体育の中でもそういう機会が増えれば起こりうる。

それについても、どういうふうに展開していくのかなというようなことでは若干関心があります。

**議長**

ありがとうございました。そういう感じでそれぞれ委員の方にご発言いただければ、今日はこの会議が有意義に進むんじゃないかと思います。どなたかいかがでしょうか。

**瀬戸脇委員**

障害者の立場から言うと、初めて「障害者」という文言が出てくるような形になってきたということで、どちらかというと厚生労働省側のリハビリテーション的な感覚で今までスポーツが捉えられていたものが、一步競技スポーツに入っていくという部分があって、いわゆるオリンピックとパラリンピックの関係とか、オリンピックが文科省、パラリンピックは厚生労働省とかなり差があった部分がスポーツ庁設置に向けて変わっていくんだろうというのが見え隠れしています。恐らく競技スポーツに近い形でやっている人達はかなり期待が出てくるだろうということで、総則の方でリハビリテーションももちろん含んだと思うんですけど、身体障害者の環境を作っていくんだというところがかなり踏み込んでいるなと感じています。そういう意味で、私はここでそういう立場で研究できればいいと思っています。

**議長**

今の瀬戸脇委員のお話で何か繋がるお話があれば、佐藤委員いかがでしょうか。今の怪我とかスポーツ障害的なお話ですけれども。地域スポーツと競技スポーツというのが、どちらかという競技スポーツの方がスポーツ科学的な光が当たっている部分もあり、それこそ現場のスポーツドクターの先生方はそうではない立場でたくさんいろいろなものを見てこられていると思いますので。

**佐藤委員**

スポーツ医学に関してはかなり発展してきて、プロスポーツ選手に対する治療と一般の方に対する治療は段々変って来ているとは思いますが。あと、生涯スポーツをやる人に対しては、障害を起こさせないように子どもの頃から知識を与えてあげないといけないと思います。例えば、子どもに 1 種類のスポーツだけを専門的にやらせたりするのは、ちょっと弊害があるのかなと感じています、国策として小さい頃から専門的なスポーツをやればいい選手は出るかもしれませんが、それによって小さい頃に身体的な障害がおこりやすくなる、といつも啓蒙している整形外科医としては、学会でもそういう傾向にあるんですけど、なかなか伝わっていないんじゃないですか。

**議長**

それは指導者の問題と非常に関わって、この基本法の理念から言えばそういうところにもっとスポーツ科学的な部分を、それこそ学校のレベルからちゃんと伝えられる教師が求められる時代です。

**伊藤委員**

これから内容が変わるということで、「体育指導委員」というと皆様に体育を教える立場ですが、「推進員」は名前からイメージが違うということで、これから私達がどういう関わりを持って進めていっていいか、まだいろいろ課題があると思いますけれど、これから勉強しながら進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**議長**

「名は体を表す」ということで、スポーツがそういうふうに変わっていていることをよく表していると思います。徳永委員いかがでしょうか。

**徳永委員**

この法律のことで言っても、レジュメの方であったことだけでも、さっき話があったように震災の時とかにスポーツ活動を利他的な行動を増やしていくという、今までスポーツとか体育と限定された中で、運動量が多い、少ないとか幅が増えているとかいう見方だけではなくて、もうちょっとスポーツを人間の生活の中の質を上げていくような位置づけで考えていくと、恐らくこの法の文面にあることが本当に大枠で、ここからいろんなものに広がっていく可能性がずいぶん増えたんだろうなというような印象で見えていました。

そういった時に名称が変わったりとかしていくことで、体育指導、スポーツ指導、教師とかの場でもそうなんだろうけど、研修の内容とかも恐らく改善されていく可能性というか期待しているのかもしれないけれど、そういうところもあるんだろうと思ったり、あとは競技スポーツの推進であったり地域の生涯スポーツという意味で言っても、対象が単純に「競技」、「生涯」というふうに実際に二分化されるわけではないと思うので、この中でも細分化していけるとスポーツの定義が捉えられるのではないかという印象で聞いていました。

**議長**

ありがとうございました。ちょうどこの委員会は、今日は男性が6人で女性が4人ということで、ヨーロッパだとクォーター制度というのがあって、例えば割合が6：4までいっているのはすごいなと。うちの大学は女性の教員が少なく、女性教員を採用する枠を今作っているんです。この委員会もそういう意味ではバランスがすごく取れているんだと思います。

**太田委員**

具体的に自分が毎日授業をやっている訳ですけど、こういうふうに法的に色々整備されて、一つ一つの課題が前向きにとらえられているのは素晴らしいことかなと感じます。ただ、学校の現場の中で、自分も保健体育の授業を通して感じるんですけど、学習指導要領も色々変わっていったって、生徒達が社会生活を送る中で最終的には健康寿命を延ばしながら、結局寿命は世界最高水準にあっても寝たきりとか老化に伴う障害等で、自立した生活を最後の日まで送れる人達というのがパーセンテージで言えばまだまだ課題が多いんじゃないかなという感じがします。

実際に子ども達の様子を見ていると、本当に最近は意識が変わってきて、各運動部の教員個々に専門の栄養指導をする企業を呼んでお金をかけて自分達で栄養指導をしてもらったりとかして、すごく前向きになっているとは感じるんですけど、それが学校全体とか教育現場全体でそういう指導をしているかという、例えば家庭科であるとか、その教科に任せる部分が多いですよ。しかも各教科を担当する教員の資質によってすごく差が出ています。

なので、実際体育を教えている中では、3年生は選択体育で自分が将来高校を出た後もスポーツに親しめるようなものを選択して、長く楽しみながら体作りをできるようにということで種目の選択をさせているんですけど、そういう中でも静岡県は新体力テストなどの取り組みは他県に比べて熱心ですよ。スポーツテスト時代からもずっと高い成績を挙げることを目標にして、学校によっては一発勝負ですけどある期間をそれにかけて、生徒たちも数字で1点でも2点でも上がるのは喜びに繋がるので、それを基にして一生懸命取り組んでくれますから、それを陸上競技に準ずる内容で行ったりというふうにご利用はしているんですけど、結局考えてみるとまだまだ理論的なものが浸透していないですから、体育の授業も50分の中で準備運動をし、補強運動をし、メインの運動をし、そしてクーリングダウンすることを入れるとすごく狭い活動時間の中で全てのをやらなければいけない。そうすると生徒個々の意識を高めていかないと、怪我を防止するための準備運動が本当にできたのか、一通りラジオ体操はやるけれどもメインの運動の「一番ここで使って欲しい筋肉をもうちょっと柔らかくして欲しい」というような意識が、まだまだ子ども達にはありませんよね。あくまでも一教員の指導に従ってぬるい号令をかけながら、嫌な補強運動を我慢してやりながら、という具合です。また、意識的に高い子と低い子の二極化の問題もあります。

そういう現状を見ていると、この新しい法律が定まった中で、本当に一人一人の子ども達がやがてはお母さんやお父さんになる、あるいはその子達が年齢を重ねていって健康寿命がどこまで延びるのかという部分までつなげながら、反対のところでは世界で勝つ日本のスポーツを高めなければいけない。だから、すごく大きな事を考えなければいけない所に自分は座っているんだというのを正直に感じました。色々持ち帰って還元できるような具体的な所までヒントを頂けるとありがたいと思います。

#### 議長

やっぱり法律ができれば単に法律を作ればいいという意味じゃなくて、法律というのはできて機能して初めて意味のあるものになります。これはどちらかというと奨励的な部分が強い法律ですから「努めなければならない」みたいな部分が多く、それがちゃんと活かされないといけないというお話だったと思います。特に食べることとかが個々のクラブではいい指導者はそういうことをちゃんとやるけれども、という部分とか、学校教育の中でどういうふうにスポーツに関わる科学的な部分を教えていくのが問われていると思います。吉田先生もそういう立場から…。

#### 吉田委員

そうですね。トップチームに関してはかなり教育するようになってきて、そのノウハウが段々指導者の方にやる勉強会みたいなものがあってやっている。そうすると、そこで伝えられている

所に同席して他の分野なんか聞いていると、学校の中でもこういうことが伝わっていくといいなということがかなり積極的にやられている感じがします。私も、学校というのはそういうところがうまく活かせないものなのかなと感じたり、逆にそういうことを非常に上手にそういうことをやられているなど感じているところです。

逆に感じているのは、確かに松井先生がおっしゃるとおりスポーツというものの本来の在り方を考えたり、その意味とか価値というのが段々前面に出て来てそういう環境に変わりつつあった時に、今度は地域の子も達の環境として見ていくと、例えばある種目を一生懸命にやりたい時に地域のクラブに行ったりして、いろんな人に出会うようになりますよね。そうすると、非常にいろんな考えを持った人に出会って、子どもが上手に消化できるケースと、子どもが消化するのはなかなか難しいケースがある気がして、これまで教育現場だけでやっていたので、ある意味スポーツと体育は違うんだけれども、高校生や中学生、小学生の子ども達が運動することの意味と意義を毎日先生方はやられていたような気がするんです。今、日本に根付いている体育というものの背景がここまですっとあったので、今度は段々その場が移っていったり、発想の仕方が変わっていく時には、その背景にある様々な問題を考えていかなければいけないのかなということを感じることが結構あって、例えば、スポーツが低年齢化してきた最近は早く専門的にスポーツをやるようになった時に、トップ選手に行くまでのモデルをイメージすると、専門的なトレーニングを早く始めて10年ぐらいすると世界で勝つみたいなのところが多いので、例えば6歳ぐらいから始めると高校生の初めぐらいに勝ち始める。そのモデルが一つのトップに行くモデルみたいになっているんだけど、昔より相当早いので、早いところであるスポーツを選んだり、ややもすると勉強とスポーツだったらかなりスポーツに軸足を置くようなケースもある訳です。

だけど、社会全体の中のスポーツということから見ると、早くからスポーツに相当の軸足を置いてしまうことのリスクというのは多くの大人は感じたりします。そうしたことも上手に環境の中で議論できたり考えたりすることが段々求められるのかなということ、地域スポーツから今の変化を見た時に感じています。

#### 議長

多様化なんですよ。要はトップのレベルがすごく上がっているものですから、そこに追い付くとか、いい素質の子ども達をいかに見出しながら能力のある子をバックアップするかという方向性と、例えば本当に運動嫌いという子はあまりなくて、運動して評価されてうまくいかなかったら恥ずかしいというように、実は今回の静岡市で見てもスポーツはみんな好きなんですよ。ただ、それを評価されたりする部分があるから、速いからいいという評価の部分が、それよりもスポーツは楽しくてという部分があって、速いという部分も認めるようにならないといけないんだけど、この部分がなかなかうまくいかない。

だから、山本さんも僕も総合型地域スポーツクラブをやっていて、最近よく耳にするのは「うちの子どもは走るのが全然駄目で、そういう子どものための教室を開いて」というので、陸上部の学生に走るのが苦手な子を集めてやるというのを今やっています。つまり吉田先生がやられているような純粹バイオメカニクスの手法を使うとか、いろんなものを組み合わせながらやると確かに今まで全然走るのに自信がなかった子が走るのを教えてもらえば結構出来るようになるとい

うふうなことが、これからは地域のスポーツに求められていると思います。そういうことを僕らはやりたいなど。多分山本さんの所もそういうことがあると思います。

#### 山本委員

皆さん学校の先生も多くてご立派な意見をお持ちですけれども、この間県の教育委員会の職員と話をする機会があったんですけど、明治の先人が「スポーツ」を「体育」という名に替えて富国強兵の道具に使ったのが「体育」という名前が残ってきたと。だからスポーツは戦うものであるというところに基本的に持ってこられたのは、実は今の我々の年代なんですよ。「負けるな、頑張れ、とにかく勝て。」ということで徹底的に鍛えられたのが今でいうスポーツだと。括りの中では今我々がやっている総合型のおじいちゃん、おばあちゃんが杖をつく前に「ちょっと卓球やろうか、テニスやろうか」というのもスポーツだし、広い意味で体育から離れてスポーツというものに目覚めてきたなという感じはします。

いずれにしろ東京オリンピックの後、いろいろな法律も改正されてやってきたんですけど、私から言わせるとやはり日本は遅いなという感じはしています。だから、これは一つの進歩かなと捉えることもできるのではないかと思います。

#### 議長

今日はこの基本法を事務局の方から紹介をさせていただいて、皆さんのご意見をいただいて、結構いろんな意見が出されたんじゃないかなと思います。我々としてももう少し細かい部分も読まなければいけない立場の方もいらっしゃると思いますけど、そういうところも含めてもっと勉強しなければいけないと思いました。

Jリーグの百年構想とかでも「誰もが気軽にスポーツを楽しめるような環境が整って初めて豊かなスポーツ文化が生まれる」と上手い言葉を使いながら書いてあって、法的な所もその一つで、ようやく法的な部分も日本のエートスというか、日本のスポーツに関わる歴史的な考え方という部分でスポーツを捉えがちなんですけど、負けると悔しいので絶対負けたくないという、そういうのがないと競技スポーツをやる人はその先には行けないと思います。それがなかったらだめなのかというと、そうじゃないという時代になって、それをちゃんと理解しないとイケないと思います。「負けちゃだめじゃない」という考えばかりじゃないという考えを母親や父親も持ってスポーツを楽しめるものにする流れを作らなければいけないと思います。

せっかくだすから、他の視点からご意見ありますでしょうか。

それでは、このぐらいでスポーツ基本法についてはよろしいですか。このあと次第の9で「今後の審議日程」というのがありますが、そちらの方にいいですか。

#### 事務局

<説明>

#### 議長

今、ご説明があったとおりで、地方は条例を改定して地域の特性に応じた計画を出すというこ

とで、この文言もよく読むとスポーツ振興基本計画、あるいはスポーツの推進という部分と振興という部分がうまく使い分けられているということですよね。それから、分権の流れの中というご説明もあったのでよく理解できましたけれども、そのことを前提として次回の予定をお願いします。

**事務局**

<説明>

**議長**

任期としてはこの先 2 年間ですので、また新たにご説明をしていただけることもあるかもしれません。よろしくお願いします。それでは、ここまでで何か質問事項ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しします。

**司会**

会長、ありがとうございました。本日の議事録ができましたら、会長及び山本委員に内容を確認していただき、情報公開ということになりますので、よろしくお願いします。

最後に、スポーツ振興課長の田島よりご挨拶申し上げます。

**田島課長**

<挨拶>

**司会**

以上をもちまして、平成 23 年度第 1 回静岡市スポーツ振興審議会を終了いたします。